正倉院文書の訓読と注釈 月借銭解編 第四分冊

宮川久美 MIYAGAWA Hisami

キーワード

手実

知

布師千尋

布直錢

所有

正倉院文書の訓読と注釈 月借銭解編 第四分冊

正倉院文書の訓読と注釈 月借銭解編 第四分冊

The Japanese Reading of Chinese Texts in the Book of Japanese of Gesshakusen-ge (part of Shoso-in-monjo) and Explanatory Notes on it

MIYAGAWA Hisami 宮

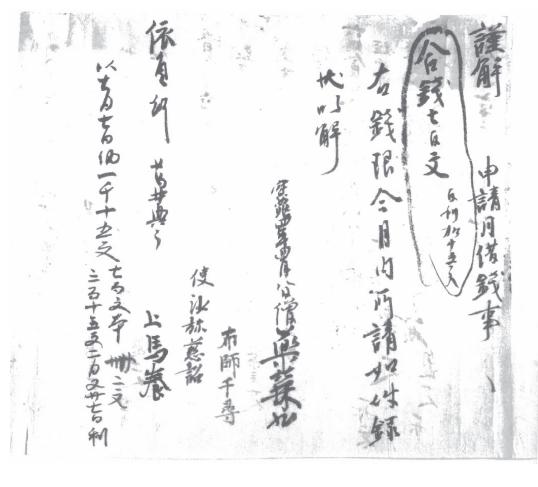
Ш 久 美

月借銭解総目録	参考文献追加	補注 4~6	補注 1~3	本文編(第四分	参考文献	月借銭解の国語的意味	月借銭解について	凡例	はじめに
				(第四分冊では31~40のみ)		的意味			
- 第二分冊の26	- 第二分冊の25	- 第二分冊の22	- 第一分冊の29	- 第四分冊の2	第一分冊の6	- 第一分冊の5	- 第一分冊の2	第一分冊の1	第一分冊の1

目次

僧薬榮月借銭解 六ノ五一七~五 一八 続修二十四一十一

31



訓読文

謹みて解す。 月借錢を請ふ事を申す。

合はせて錢七百文 亩 文 に利十五文を加ふ〉

右の錢は今月の内を限りて請ふ所件の如し。 **寳龜四年四月八日** 状を録して以て解す。 僧藥榮状す

布師千尋

使 沙弥慈詔

葛井典之 上馬養_

「員に依りて行へ(別筆)

「七月七日を以て一千十五文を納む。 ^(返済記録1) 〈七百文は本、三百十五文は二月

「卌二文(返済記録2・朱)

又廿七日の利〉」

布師千尋 僧藥榮 署名しているのか、明確ではないが、やはり、事務取扱者としての署名かと思わ 扱者としての署名と思われる。月借銭解では316556781に見え、3では「知」と 二・続々修三十四ノ十裏第1紙)などに上馬養とともに署名している。事務取 亀四年二月、奉写一切経所下墨帳(『大日本古文書』二十一一二七○一二七 納銭帳(『大日本古文書』二十一三〇八·続々修四十ノ二裏第27-25紙)、 見える。 して署名、67は償人として署名、 ―二四七・続々修三四ノ十第1―2紙)や同九月、奉写一切経所下銭并 宝亀三年二月、奉写一切経所墨下充帳(『大日本古文書』一九 東大寺の僧。名が見えるのはここと36の 東大寺写経所官人。神護景雲四年奉写一切経所に自進として 81では自らが借銭 31と55はどういう立場で 宝

「依負行 (別筆)

葛 井

典礼

上馬卷

「以七月七日納一千十五文 三百十五文二月又卅七日(紫)

利

譴解 申請月借錢事

○合銭七百文百利加+五文

右錢、限今月內、所請如件、録状以解、

寶龜四年四月八日僧 藥 榮 状

布師千尋

使沙弥慈韶

葛 井 典之 上馬養がこの借銭の裁**沙弥慈詔** 名が見えるのはここと、れる。 36 の み。

を記したもの。 上馬養がこの借銭の裁可に関わるものとして葛井荒海の名 10の注釈「葛井典」参照。

32

漢部佐美万呂月借銭解

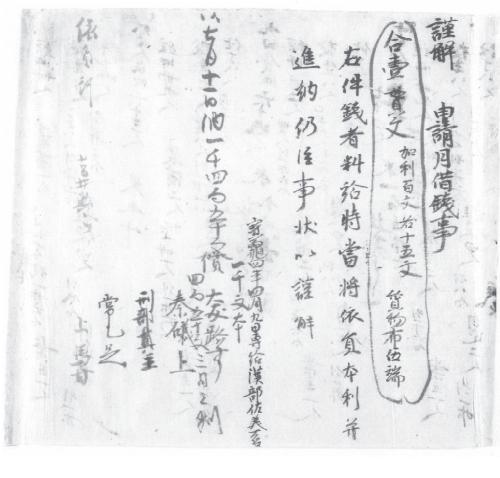
グ五

一八~五

一九

続修二十四

<u>+</u>



訓読文

謹みて解す。 月借錢を請ふ事を申す。

右件の錢者、料合はせて壹貫文 納せむ。 仍りて事の状を注して以て謹みて解す。 料を給はらむ時に當たりて将に員に依りて本利并せて進 〈利は百文に各十五文を加ふ〉 質物は布五

寶龜四年四月九日 専給「漢部佐美万呂」

大友路万呂

償

刑部真主」 秦礒上」

「常乙足」

「員に依りて行へ ^(別第・先) 葛井典 之なり 上馬甘」

は三月の利〉」 「七月十一日を以て一(返済記録・朱) 千四百五十文を納む。 (一千文は本。 四百五十文

注釈

右件 二字で「みぎ」と読む。 1の注釈 「右件」

銭解中、 「当冬衣服給」(9) 料給時當 「当料給時」 「当」は 「料給時」の上に来るのが正格の漢文の語順。 10 47 49 59 94 96 102 105 当布施給時 71 「当料給日」 「当布施時」 4 7 93 97 100 月借

料給時当」(2632)、 の例がある。 4の注釈および補注3参照

「料給当時」

<u>39</u>

「当於料給日」

65

など

将依員本利并進納 「本利并」は 「并本利」が正格の漢文の語順。 将」 は 「進納」 0) 直前に来るのが正格の漢文の語 2の注釈および1

*依負行

葛 井

典 ì

謹解 申 -請月借錢事

© 合壹貫文 m村百文各十五文質物布五端 **右件錢者、料給時、當将依負本利并進納、仍注事状、以謹解、**

寶龜四年四月九日專給漢部 佐 美 万 吕

一千四百五十文四百五十文三月之利, 万 吕

「以七月十一日納

礒上

刑 部 真 丰

常 旻

上 馬 甘

> 注釈 「本利共備」 参 照。

専給 もはらたまはる 釈 「専請 専受、 専請と同じ。 の項、 補注2参照。 漢部佐美万呂が一人で借 「このたまふ帯を

多麻波利で」(45部) 受けたの意。37の注到

漢部佐美万呂 経師。 18 参照。

償人。債務者の逃亡如何に拘わらず支払い保証 をする。

保人」

大友路麻呂 経師・装潢。2132185に見える。21参照。(207)は債務者が逃亡した場合に代わって支払い保証をする) (雑令19)。

秦储 **从 人 人 人** 経師。石上・礒髪にも作る。宝亀二年奉写一切 経 所に出

能六年まで見える。 月借銭解では3794に見える。

刑部真主 記さかべのまぬし 経師。天平宝字六年から宝亀六年まで見える。

宝亀元年~

葛かぢゐのさくゎ **井** 曲 四年に見える。 月借銭解では102532

上馬養がこの借銭の裁可に関 わるものとして葛井荒海 \mathcal{O} 名

上馬甘 上馬美かみのうまかひ 上馬美 10の注釈 「葛井典」参照

上馬養。 参照。 月借銭解中、 甘の字を用い いたのは 13 と 32 のみ。

見

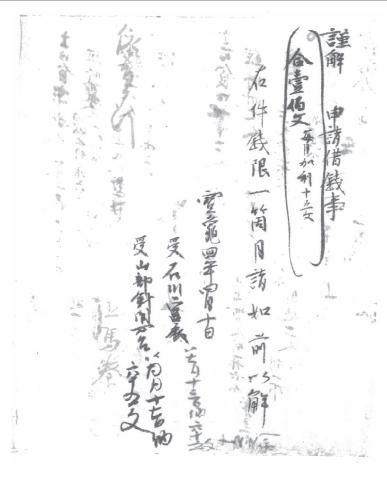
月借銭.

以解では

代。

宝

33 石川宮衣山部針間万呂月借銭解 六ノ五一九 続修二十四一十三



訓読文

ことにいる。 月借錢を請ふ事を申す。

右件の錢は一箇月を限りて請ふこと前の如し。以て今がの時で一番の。のでは、一番の一番の一番のでは、「「」」という。

寳龜四年四月十日

受 石川宮衣

受 山部針間万呂

「同月十七日を以て六十五文を納む。」 『七月十三日を以て六十五文を納む。十五文は利 『貴に依りて行へ 葛井 上馬養 」

注釈

毎月 右件 一箇月 二字で「みぎ」と読む。 月ごとに、 一箇」の字体は「筒」 月あたり、 に作る。 1 月につき、 の注釈 写真参照 「右件」 の意。 参 補注

目昔銭解でよる27159こ見える。 **石川宮衣**経師。宝亀元年から宝亀七年まで、奉写一切経所に出仕した。いかおみのやぎぬ

山部針間万呂 経師。月借銭解では2293367757610に見える。22参照。月借銭解では33527758に見える。

— 8 —

1

参照。

謹解 申請借銭事

合壹佰文每月加利十五文

右件錢、限一箇月、請如前、以觪、

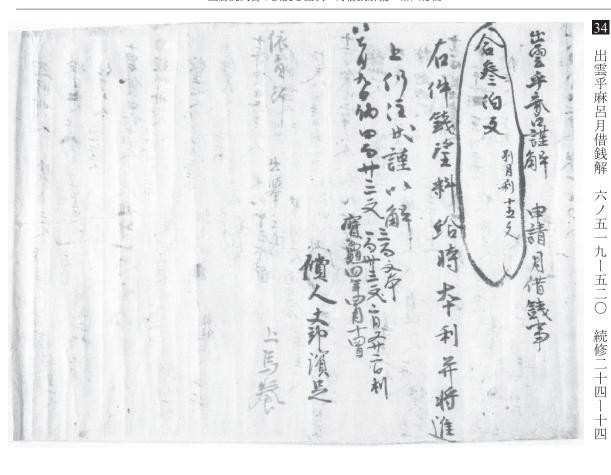
寳龜四年四月十日

受 山部針間万昌 次十五文刊 受 石川官衣 五文十五文刊

葛井

上馬養

*依負行



訓読文

出雲乎麻呂月借銭解

六ノ五

九丨

五三〇

続修二十四

+应

出雲乎麻呂謹みて解す。 月借錢を請ふ事を申す。

〈別月に利は十五文〉

右件の錢は料給の時に望みて本利并せて将に進上せる。 《別月に利は十五文》 て謹みて以て解す。 む 仍りて状を注

寳龜四年四月十四 日

丈部濱足

「員に依りて行へ (刷筆:*) 出舉之内 上馬養

又廿二日の利〉」 「七月九日を以て四百廿三文を納む。 (三百文は本、 百卅三文は二月

出雲乎麻呂 経師。 20 参照

参佰文 究』「文字の形と語の識別 画少ない字体。写真参照 参」の字体は写真参照。 「参」の二つの字形」 桑原祐子『正倉院文書の国語学的 参照。 佰 ŧ

別月 「月別」。1の注釈「毎月」および補注1 月ごとに、 一月につき、一月あたり、 参照。 \mathcal{O} 意。 正 格の漢文の 語 順 は

右件 二字で「みぎ」と読む。 1の注釈 「右件」

望料給時 「望」は「至」「到」 に同じ。 料を給わる時になったら、 0)

本利并 4の注釈および補注3参照。 「并本利」 が正格の語順。

1

のみ、 正格の語順。 債 務者の逃亡 1の注釈 如 何に拘わらず支払い保証 「本利共備」 月借銭解中、 参照 30 をする人。 49 \mathcal{O} 并 加 保人」 本 利

は債務者が逃亡した場合に代わって支払い保証をする

(雑令19)。

-10 -

研

*依負行

出擧之內

上馬養

出雲乎麻吕謹解

申請月借錢事

合叁伯文別月利十 Ł 文

償人 丈部演旦

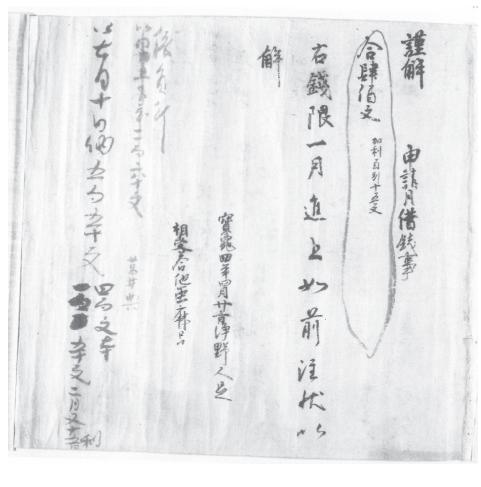
文 部ペ で 変 足 経師。 天平勝宝六年から宝亀六年までに見える。 月借銭解

所収 **出舉之内** 貸し出す金の財源を示している。 では293452666750103105に見える。 切」と同じ財源を表し、 山下有美「月借銭再考」によると「出挙之内」は、 いずれも奉写一切経司から将来された金とする。 『日本古代の王権と社会』 一一一、

注釈 司 参照。

0

35 浄野人足月借銭解 六ノ五二〇ー五二一 続修二十四ー十五



訓読文

合はせて肆佰文〈利は百別に十五文を加ふ〉謹みて解す。 月借錢を請ふ事を申す。

寳龜四年四月廿三日 浄野人足右の錢は一月を限りて進上せむこと前の如し。状を注して以て解す。

相受 答他虫麻呂

「員に依りて行へ ^(別第・先)

「七月十日を以て五百五十五文を納む。〈四百文は本、一百五^(返済記録・先) 同日を以て且く二百六十文を下し充つ 葛井典 」

-文は二

注釈

月又十五日の利〉」

浄野人足経師。清野・清乃にも作る。宝亀二年から宝亀五年まで奉写によののひととり

うことを示している。補注2参照。 相受 二人がともに標記の金額を連帯して借り、連帯して返済義務を負一切経所に出仕した。月借銭解では354に見える。

葛井典 上馬養がこの借銭の裁可に関わるものとして葛井荒海の名をいるのでは、 宝字六年から宝亀四年に見える。月借銭解では35445に見える。 宝字六年から宝亀四年に見える。月借銭解では35445に見える。 天平 たるだのはしまる。

記したもの。

10の注釈「葛井典」参照。

「同月」とおこすが「同日」ではないかと考えて改めた。 筆の2行は一時に書かかれたものとしてまとめた。『大日本古文書』はい朱(『正倉院古文書影印集成 解説による』)ということなので、別*7・8行目の朱と朱抹は明るい朱、返済記録の朱と2行目の圏点は暗

謹鮓

合肆佰文 加利耳别十五文 申請月借錢事

右錢、限一月、進上如前、注状以解、

寶龜四年四月十三日浄野 人 是

葛井典」 相受替他 鱼麻 吕

以七月十日納五百五十交四百五十文二月又十五日 利

36 山邊千足解 六ノ五二二 続修二十六第6紙

文以則後欲官所督置事趣 なりたいゆるサラス 古体野山邊千是門有野八百艺 大い写なき込 1九日坊平仍行事水川謹縣 合钱沫伯支 本利尔亚置于高月以做完了 中河通上野事 香龍四年 百人日使沙称慈認

訓読文

謹みて解す。 錢を進上すべき事を申す。

を定む也〉 合はせて錢漆佰文〈本なり。 利は進り置く手実の月日に依りて彼に之

右件の錢は、 山邊千足の所有る錢八百廿二文、

此れ則便ち官所に留

仍りて事の状を注

置かるるを欲す。

事の趣は先日を以て結び畢りぬ

して以て謹みて解す。

寳龜四年六月一 H 使沙弥慈詔

僧藥榮

専受 山邊千足

知 布師千

「七月七日を以て八百廿二文を納む。 未納一百九十三文」

注釈

手実 漆佰文 が納めたのか、よくわからないが、 薬栄が返済したこととするのか、 事情を知る人としてこのことに関知している。こちらの書類にも僧薬栄 文とは、 は署名しているが、どういう事情で僧薬栄の借銭を山邊千足が納めて僧 した額である。どちらのときも沙弥慈詔が使いとなり、 月八日に七百文借り、七月七日に一千十五文を返済している。 た僧薬栄の月借銭解のことらしい(31)。この書類の記録によれば、僧薬栄は四 自分で書いて提出した書類のこと。ここでは、 山邊千足の返済した八百二十二文と未納分の一百九十三文を足 漆」 は「七」の大字。 また、 佰 「事の趣は先日を以て結び畢りぬ は一画少ない。 未納分の一百 同年四日 九十三文は 月八日に提出され 字体は写真参照 布師千尋が事の 一千十五 つ誰

謹解

合錢涂伯文本利依進量手實月日彼定之 申可進上銭事

果、仍注事状、以謹鮓 右件錢、山邊千是所有錢八百十二文、此則便欲官所奮置、事趣、以先日結

以七月七日納八百廿二文 未納一百九十三支

寶龜四年六月一日使 沙 弥 慈 韶

僧

榮

専受山 知 布師千 尋

1

とあるように何らかの取り決めを結んだものと考えられる。

沙弥慈詔 名が見えるのはここと、31のみ。

僧藥榮 東大寺の僧。 名が見えるのはここと31の

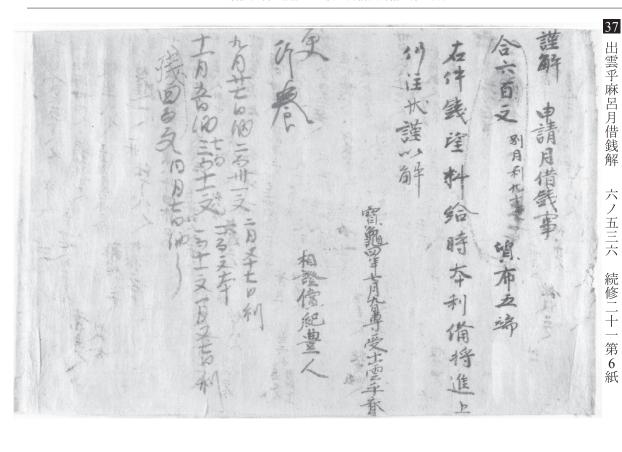
月

借銭解ではここと29に見える。

布師千尋ぬのしちひろ と読み、 化二年正月甲子朔)) 子))とタモテル(「臣・連・伴造・国造・ 持っている、 東大寺写経所官人。月借銭解では3136 管理しているの意。 の二種がある。ここは、 村島 後者により「たもてる」 55 首所有部曲之民」 6781に見える。31参照 朔庚 志伎き 大

専受 よび補注2参照。 人でこの借銭を受け取り、 債務を負うことを表す。 2の注釈お

知 事務取扱者として関知している、 0) 意



訓読文

謹みて解す。 「文〈別月に利は九十文〉 月借錢を請ふ事を申す。

質は布五端

右件の錢は料を給はらむ時に望みて、合はせて六百文〈別月に利は九十文〉 本利備へて将に進上 一せむ。

りて

を注して謹みて以て解す。

寳龜四年七月 九 日 専受 出雲乎麿

相

證償

百

卅

三百十一文を納む。 文を納 む。 (二月又十七 (二百文は本、

日

0

利 百十

一文は

月又

(返済記録4・朱) 殘り四百文納め了る。 ^(返済記録3・朱) 七日の利〉」

返済記録2の二百の右側に)

(返済記録2の三百の右側に)

注釈

別月 月ごとに、 月につき、一月あたり、 \mathcal{O} 意。 正 格の漢文 0 語 順 は

月 別 1の注釈 「毎月」および補注1 参 照

右件 望料給時 一字で「みぎ」と読む。 望 は 至 到 1 の注釈 に同 「右件」 料を給わる時になったら、

0)

4の注釈および補注3参照

出雲乎麻呂いづものをまろ 経師。 20参照。

専受 よび補注2参照。 人でこの借銭を受け 取り、 債務を負うことを表す。 **2**の 注 釈 お

謹解 申請月借錢事

合六百文別月利九十文 右件錢、望料給時、本利倫将進上、仍注状、謹以解、 質布五端

寳龜四年七月九日専受出雲乎麿

相證償 紀 豊人

*九月卅七日納二百卅一交二月又十七日

利

十一月五日納三百十一文二百文本 一残四百文同月七日納了」 交一月又七日 利

> 相證償 に拘わらず支払い保証をする。この場合、紀豊人が「證」であるとともに 「償」の役割をも果たすということだろう。 「證」は単に事実の有無を証明する。「償」は債務者の逃亡如何

校生。宝亀三年から五年に見える。月借銭解ではここのみに見

える。 更 更に、の意。すでに借金しているところへ重ねて借金する意か。

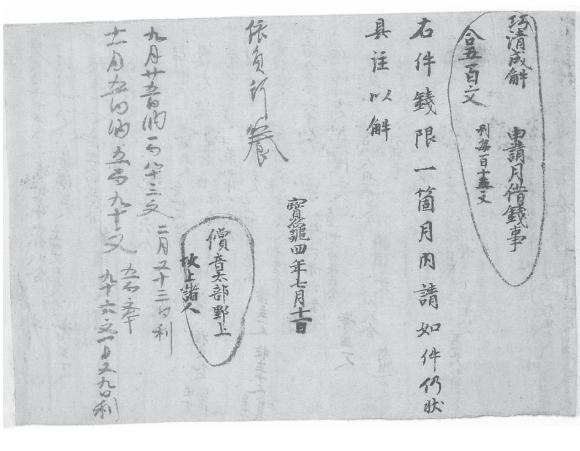
22

23の注釈 「更」参照。

上馬養のサイン。

*返済記録4・5は返済記録3の内容を返済記録2に書き足したも

38 巧清成月借銭解 六ノ五三六ー五三七



訓読文

続修後集二十第9

紙

巧清成解す。 借錢を請ふ事を申す。

右件の錢は一箇月の合はせて五百文 箇月の内を限りて請ふこと件の如し。 〈利は毎 百に十五文〉 仍りて状を具さに注

寳龜四年七月十一日

音太部野上 「坂上諸人」

養

「十一月五日、五 (返済記録1:*) 「九月廿五日、一 (返済記録2:*) 百八十三文を納む。 (二月又十三

日の利〉 五百九十文を納む。 〈五百文は本、 一日の利〉 九十六文は一 月又九

巧たくみの **清**き 成ななり

右件 二字で「みぎ」と読む。 経師。 7 10 20 38 79 86 に見える。 1の注釈 「右件」参照。 7参照。

状具注以解 語順が日本語の語順になっている。 23の注釈 「状具 注

音太部野上 経師。音部ともする(『大日本古文書』巻一九: 207)は債務者が逃亡した場合に代わって支払い保証をする 書紀) 照 誤脱ではなく、 償 『大日本古文書』は「太 天寿国繍帳銘) 償人。債務者の逃亡如何に拘わらず支払い保証をする。 「穴太部間人王」 「音部」ともしたかと思われる。宝亀元年から五年まで 音部ともする (『大日本古文書』巻一九一六〇頁)。 「孔部間-脱力」とするが、 (法王帝説)を「孔部間人公主」 ((法王帝 人母王」 (法王帝説) 「穴穂部間人皇女」(日本 とするところからは (雑令19)。 保人」

巧清成解

113

申請月借錢事

合五百文 利每百十五 文

箇月內、請如件、仍状具注、以解、

寳龜四年七月十一日

*九月卅五日納一百八十三交 二月又十三日利

*十一月五日納五百九十交五百文本一月又九日 利

音太部野上 坂上諸人

"依負行

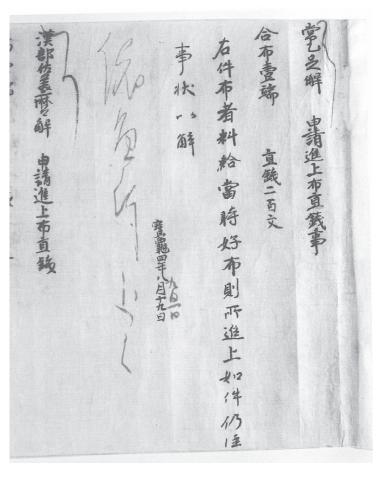
坂上諸人 経師。小長谷坂上諸-東大寺奉写一切経所に出仕した。

える。 月借銭解では3862784に見える。

上馬養のサイン

-19-

39 常乙足解 六ノ五三九 続修三十 一第9紙



訓読文

常乙足解す。 進上 する布の直の錢を請ふ事を申す。

右件の布者料を給はらむ時に當りて好き布を則ち進上する所件合はせて布壹端 直の錢二百文 仍りて事の状を注して以て解す。 0

寳龜四年八月十九日

常 と このおと 大 たり **た**り **た**り 「九月一日」 「別^{業2・}** 「員に依りて行へ

経師。 宝亀元年~四年に見える。 月借銭解では102532

39

に見

える。

進上せむ」などとするので、 どとするか、「右件の銭は料給の時に当たりて本利合はせて員に依りて いての言及もない。 請進上布直錢 請う金額を先に「合はせて二百文」と掲げ、 将来進上する布を担保としてその値の銭を請う。 ここは意味は同じだが逆の表現。 その下に 「質は布 利息に 定型は、 端 な

右件 二字で「みぎ」と読む。 1 の注釈 「右件」

参照。 料給當時 「当料給時」 が正格の漢文の語順。 1 4 の注釈および補 注

文の語 好布則所進上 順 語順 が日本語の語順になっている。 所 進 上 0) 部分 \mathcal{O} 4

文書影印集成』解説による)。 に朱で書かれてい 40と続けて一 紙に書かれている。 る。 9 紙上 のすべての朱は暗い朱である(『正倉院古 別筆2は日付 「八月十九 月 0 右側

常乙是解

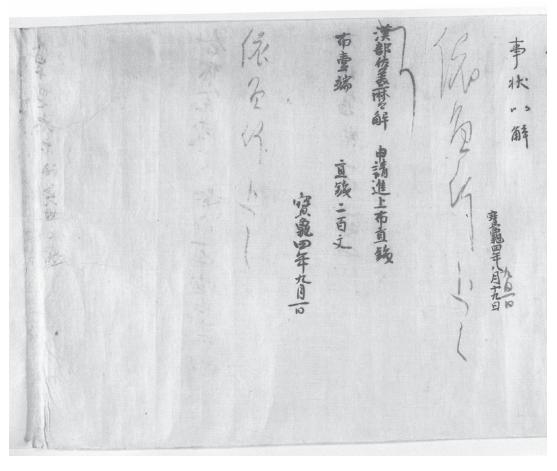
申請進上布宜錢事

合布壹端 直錢二百文

上 ر گر

恢負行

別に分け、文書名も分けて付した。いずれも上馬養の裁可記録はあるが けて書かれているものの、それぞれ常乙足と漢部佐美麻呂の解文なので、*文書名は原則として『大日本古文書』に従ったが、39と40は一紙に続 返済記録はない。



訓読文

漢部佐美麿解す。 進上する布の直の

一錢を請

S 事

を

申

直は錢一 二百文

布壹端

寳龜四年九月

日

「員に依りて行へ』)単1:*)

漢部佐美麻呂 経師。 18参照。

る。 申請進上布直錢 の解と同じことを言おうとしているものと解するが、 進上する布の直の銭を請う〔事を〕 申す、 事 が抜けてい と読み、

39

は暗い朱である(『正倉院古文書影印集成』解説による)。 十九日」の方を朱で「九月一日」に訂正している。9紙上のすべての朱 の解に書き足した感があり、重なる部分は省略して前の解に負うところ が多い。 定型である「右件~以解」という文章もない。この解は、 ただし、 日付は40の「九月一日」に合わせて、 **39** の 39の常乙足 「八月

上之 別に分け、 返済記録はない。 けて書かれているものの、それぞれ常乙足と漢部佐美麻呂の解文なので、 *文書名は原則として『大日本古文書』に従ったが、 貸し出す金の財源または取扱者を示すか。 文書名も分けて付した。 いずれも上馬養の裁可記録はあるが 1の注釈 39 と 40 は 一 司 一紙に続 参

漢部佐美麿解

申請進上布宜錢

寳龜四年九月一日直錢二百文

上

*依負行

を表します。 (二〇〇九年二月九日) たものである。また、清水絢子氏の助力を得た。ここに記して感謝の意原祐子氏、黒田洋子氏、中川ゆかり氏、田川真千子氏の助言を得て成っ原祐子氏、黒田洋子氏、中川ゆかり氏、田川真千子氏の助言を得て成っ本書は、奈良女子大学大学院人間文化研究科博士後期課程の松尾良樹本書は、奈良女子大学大学院人間文化研究科博士後期課程の松尾良樹

(二〇一三年十二月九日補訂